

「公共工事等における新技術活用システム」実施規約

この規約は、国土交通省の「公共工事等における新技術活用システム（以下、「新技術活用システム」という。）」に申請する新技術（以下、「申請技術」という。）の運用に関して、NETIS 登録の申請を行う民間事業者（以下、「NETIS 申請者」という。）及び直轄工事等への活用の申請を行う民間事業者（以下、「活用申請者」という。）が、申請及び活用において、遵守及び了承すべき事項等を定めたものである。NETIS 申請者及び活用申請者は、この規約に同意し履行することを確約して、申請書を提出するものとする。

I 共通

(NETIS 申請者)

1. NETIS 申請者は、技術開発者（技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行使することができる正当な権原を有する事業者等をいう。）をいう。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあつては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。）であること。

(新技術)

2. 「新技術」とは、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であつて、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。
3. 「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。
4. 「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
5. 「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術等をいう。
6. 「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているかまたは劣っているが、総合的な効果では従来技術と同一の度合いであると判定することをいう。

(NETIS の位置付け)

7. NETIS に掲載する情報（以下「NETIS 掲載情報」という。）は、NETIS 申請者が提出する登録申請書類に記載されている技術的事項及び経済性に係る情報等（以下「申請情報」という。）及び国土交通省の直轄工事等における当該技術の活用に係る事前審査並びに活用を行った結果に基づく事後評価結果に関する情報等（以下「評価情報」という。）で構成するものである。
8. NETIS 掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用に当たった参考情報であること。
9. 申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省及び地方整備局（北海道は北海道開発局）（以下、「整備局等」という。）が主催する新技術活用評価会議（以下、「評価会議」という。）が評価等を行っているものではないこと。また、申請情報の NETIS 掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS 申請者が行うものであり、国土交通省は何らの責任も有しないこと。
10. 評価情報は、当該技術の活用を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評価は変わりうるものであること。
11. 新技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行

うものであり、当該技術の活用の実施が保証されるものではないこと。

12. 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

(申請書類等及び申請技術)

13. 技術開発者による NETIS への登録申請受付は、原則として評価担当の技術事務所等に置く相談窓口において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。
14. NETIS 申請者は、複数の個人及び法人により申請する場合又は技術行使権原が複数のものにある場合は、申請技術に係る当事者間の代表者として申請すること。この場合、この規約に定めた NETIS 申請者に係る責任の全ては、代表する NETIS 申請者が負うこと。
15. 申請技術に知的財産権等が設定され、その権利を有する者（以下、「開発者」という。）が NETIS 申請者と異なる場合、NETIS 申請者は開発者の申請に係わる同意書を申請書類に添付すること。
16. NETIS 申請者は、整備局等から NETIS 登録申請書類に係る追加資料等の提出やヒアリングの要請がある場合はその求めに応じること。申請窓口の求めに応じない NETIS 申請者からの登録申請については、受付を取り消すことができるものとする。
17. NETIS 申請者は、NETIS 登録に係る申請書類及び追加資料（以下、「NETIS 申請書類等」という。）の記載内容について全ての責任を負うものとし、NETIS 申請書類等の作成並びに提出に係る費用は NETIS 申請者の負担とすること。
18. 整備局等は、申請技術の活用に伴う事項を運用する際に、その検討を委託した者に NETIS 申請書類等の内容を開示することがある。
19. NETIS 申請者が提出する NETIS 申請書類等は、返却されない。また、提出された NETIS 申請書類は国土交通省の文書保存規程により保管され、第三者による情報開示請求の対象となる（個人情報を除く）。
20. NETIS 申請書類は、虚偽並びに違法性のないものでなければならない。また、申請技術は、他の技術に係る知的財産権等の権利を侵害するものであってはならない。
21. 整備局等は、NETIS 申請書類の記載に不備が見つかった場合、相談窓口で受理した後であっても申請受理を取り消すことがある。
22. 申請技術は、整備局等及び出先機関の事務所等が発注者となる工事等において、現場ごとの条件の適合性等に関して NETIS 掲載情報を基に判断し活用を行うことがある。この場合、発注者及び施工者（当該工事等の受注者等をいう。また、工事請負契約書上の受注者をいう。以下同じ。）は、NETIS 上に公表された申請情報に施工管理及び品質管理等に係る特別な記載がある場合を除き、発注者及び施工者が標準的に用いる施工及び品質等の管理手法が適用できるものとみなす。なお、申請技術の活用を行う工事等について、発注者と施工者が交わす請負契約書等はこの規約に優先するものとする。
23. NETIS 申請者は従来技術の設定にあたり、既存の NETIS 登録技術を参考に申請技術の比較対象とする従来技術を定め、申請窓口はその妥当性を示す根拠資料を提出し、確認を受けなければならない。

II 申請技術の活用

24. 新技術の活用は、「試行申請型」「発注者指定型」「施工者希望型」「フィールド提供型」「テーマ設定型（技術公募）」の5つの型を基本として実施する。

(試行申請型)

25. 試行申請型は、事後評価未実施技術（事後評価を実施していない技術をいう。以下同じ。）を対象に、NETIS 申請者の申請に基づき、事前審査等の結果を踏まえて活用を行う型（発注者指定の場

合)又は請負契約締結後における施工者の技術提案申請に基づき、活用を行う型(請負契約締結後提案の場合)をいう。対象とする技術は、NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術(かし発生時の修補が困難な技術等を除く。)であって、活用効果評価により、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上と評価される見込みがある技術とする。なお、「試行申請型」で一度試行調査を実施した技術については、「試行申請型」の対象外とする。

26. 評価会議は、事前審査を行うものとする。評価会議は、事前審査に当たり、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を行う。評価会議(依頼を受けた場合の独立行政法人土木研究所等の関係研究機関(以下「関係研究機関」という。)を含む。)又は評価会議事務局は、NETIS申請者に評価会議への出席を求めることができる。評価会議(依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。)は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS申請者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して費用が発生した場合、NETIS申請者に負担を求めることができる。
 - ① 技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること
 - ② 技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること
 - ③ 建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること
 - ④ その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うことまた、第三者機関(36項に規定する第三者機関をいう。)による技術審査証明を受けている場合には、評価会議は、その内容に基づき事前審査を行うことができる。
27. 整備局等は、事前審査の結果をNETIS申請者に通知するものとする。また、整備局等は、事前審査の結果をNETIS(評価情報)に登録し、公表するものとする。
28. 整備局等は、NETIS申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。試行調査計画には、試行調査を実施する工事等の規模・現地条件等の実施概要、試行調査時の調査項目・調査方法等の調査概要及び試行に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。試行調査時の調査項目等は、NETIS申請者の希望等も勘案したうえで決めるものとする。
29. 試行調査は、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う調査であり、NETIS申請者が試行調査計画に基づき実施する。試行調査に係る費用は、NETIS申請者の負担とする。
30. 発注事務所(工事請負契約書上の発注者をいう。以下同じ。)は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、試行調査の調査内容、調査方法等について、評価会議事務局を通じて関係研究機関の事前の確認を受けることができるものとする。
31. 試行申請型(請負契約締結後提案の場合)における活用の申請に際しては、施工者はNETIS申請者と試行調査の実施等について協議を行うものとする。
32. 試行申請型(発注者指定の場合)において、発注事務所は、活用を行う工事等の発注に当たり、新技術を指定し、活用の実施に必要な費用を活用の実施工事等の工事費に計上するものとする。
33. 活用の実施に必要な費用は、原則として活用を行う工事等の実施箇所において標準的に使用される従来技術を用いた場合の標準積算額を上限とし、活用に当たり標準積算額を超える費用が生じる場合は、試行調査にかかる費用とみなし、NETIS申請者の負担を原則とする。ただし、評価会議により画期的な技術と見込まれた技術又は評価会議が従来技術に比べて優れた効果が見込まれ標準積算額を超える費用負担について考慮すべきと判断した技術については、この限りではな

い。また、申請技術を用いることで標準積算額を下回る場合は適切な費用を計上する

34. 試行申請型（請負契約締結後提案の場合）において、当該型による新技術活用が設計図書等で定められた事項に変更を伴う場合を除き、当初契約額の変更は行わない。
35. 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者又は施工者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。
36. NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い技術等の場合は第三者機関とする。）の確認を受けることができるものとする。また、調査費用は、NETIS 申請者の負担とする。ここに、「第三者機関」とは、公共工事等に関する技術の審査に精通する民法第 33 条に規定する法人をいい、「第三者機関等」とは、第三者機関及び当該技術分野に精通する大学の専門家等をいう。
37. 整備局等は、事前審査で活用の実施が妥当と判断された技術（以下「実施技術」という。）について、NETIS 申請者の活用条件の希望等を踏まえて、発注事務所に対し試行調査を実施する現場の照会を行い、受け入れ可能な現場より試行調査現場を選定する。また、施工者に対し試行調査現場の対象となっている技術の周知を行う。なお、試行調査現場の照会期間は、掲載期間中までとし、その期間内に該当する試行調査現場が見つからない場合は、試行調査実施を中止するものとし、その旨を NETIS 申請者に通知する。
38. NETIS 申請者は、発注者が活用工事等の設計図書の公示を行う前であれば、申請技術の活用中止を申し出ることができるものとするが、発注者が活用工事等の設計図書を公示した後は、活用申請者からの活用中止の申し出はできない。

（発注者指定型）

39. 発注者指定型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象に、直轄工事等における新技術の適用範囲と活用効果等の確認又は有用な新技術の活用の促進を目的として、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型（試行申請型、フィールド提供型又はテーマ設定型（技術公募）に該当する場合を除く）をいう。
40. 発注事務所は、指定する技術が事後評価未実施技術の場合は、技術の指定に先立ち、必要に応じて評価会議に対して事前審査を依頼することができるものとする。発注事務所又は評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、26 項①～④の措置を行うことができる。また、26 項①～④の措置の実施に際して、費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。

（施工者希望型）

41. 施工者希望型は、総合評価落札方式における技術提案に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型（総合評価落札方式における技術提案の場合）及び請負契約締結後における技術提案申請に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型（請負契約締結後提案の場合）をいう。
42. 施工者は、施工者希望型において申請技術又は NETIS 登録技術の活用を希望する場合、受注した工事等で申請技術の活用を行うことについて発注者の確認を得なければならない。また、発注者（本官契約による工事の場合は総括監督員とする。以下、「発注者」という場合は総括監督員を含

む。)の確認を示す書面を申請書類に添付すること。

43. 施工者希望型において申請技術の活用を行う場合、発注者と施工者が交わす請負契約書等はこの規約に優先するものとする。
44. 発注事務所又は評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、施工者の同意を得て、26 項①～④の措置を行うことができる。また、26 項①～④の措置の実施に際して、費用が発生した場合、施工者に負担を求めることができる。
45. 活用効果調査は、活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。なお、66 項における、活用効果調査及び活用効果評価の継続対象以外の新技術については、活用効果調査を行わないものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者の同意の上で、施工者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。
46. 施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとし、その費用は施工者が負担するものとする。

（フィールド提供型）

47. フィールド提供型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体のフィールドを想定して求める技術要件を明確にしたうえで、広く技術開発者から技術提案の募集を行い、NETIS 申請者から応募された NETIS 登録技術について審査・選考し、工事等の発注に当たって発注者が選考された新技術を指定することにより活用を行う型をいう。
48. 整備局等は、現場ニーズ、行政ニーズを踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。整備局等は、設定された技術募集テーマに基づき、NETIS 申請者（NETIS 登録申請を同時に行う技術開発者を含む。本項において以下同じ。）から新技術提案の募集を行う。NETIS 申請者からの応募申請の受付は、募集時に定める方法により整備局等の受付窓口において行うものとする。整備局等が公募にあたり公示する応募資格及び活用並びに評価等に係る規定は、この規約に優先する。
49. 評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、26 項①～④の措置を行うことができる。また、26 項①～④の事項に関する費用が発生した場合、NETIS 申請者に対し、同意を得たうえで、負担を求めることができる。
50. 整備局等は、評価会議の技術選考等の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。また、インターネット等により、評価会議の技術選考等の結果を公表するものとする。
51. 整備局等は、原則として、NETIS 申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。試行調査計画には、提供するフィールドにおける活用工事等の規模・現地条件等の実施概要、活用時の調査項目・調査方法等の調査概要及び活用に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。
52. NETIS 申請者は、試行調査を行うものとする。調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。
53. 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対

して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。

54. NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。なお、その調査費用は NETIS 申請者が負担するものとする。

（テーマ設定型（技術公募））

55. テーマ設定型（技術公募）は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、求める技術募集テーマ等を明確にしたうえで、技術を開発した民間事業者等から技術提案の募集を行い、応募された NETIS 登録技術を対象に、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型をいう。
56. 本省が主催する新技術活用システム検討会議（以下「システム検討会議」という。）は、現場ニーズ、行政ニーズ等を踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。整備局等は、設定された技術募集テーマに基づき、NETIS 申請者（NETIS 登録申請を同時に行う技術開発者を含む。本項において以下同じ。）から新技術提案の募集を行う。NETIS 申請者からの応募申請の受付は、募集時に定める方法により整備局等の受付窓口において行うものとする。整備局等が公募にあたり公示する応募資格及び活用並びに評価等に係る規定は、この規約に優先する。
57. 整備局等は、指定する技術が事後評価未実施技術の場合は、技術の指定に先立ち、必要に応じて評価会議に対して事前審査を依頼することができる。なお、整備局等は事前審査を依頼しない場合にあつては、事前確認として、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を行うものとする。
評価会議事務局は、事後評価未実施技術の事前審査に際しては、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。
整備局等又は評価会議（依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、26 項①～④の技術開発者等に必要な措置を行うことができる。また、26 項①～④の事項に関する費用が発生した場合、NETIS 申請者に対し同意を得たうえで、負担を求めることができる。
58. 整備局等は、57 項における事前審査の結果を NETIS 申請者に通知又は公表するものとする。
59. 整備局等は、必要に応じて試行調査計画を作成するものとする。その際、NETIS 申請者に試行調査計画原案の作成を依頼することができる。試行調査計画には、確認するフィールドにおける現地条件等の実施概要、確認時の調査項目・調査方法等の調査概要及び確認に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。
60. NETIS 申請者は、試行調査を行うものとする。試行調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。「テーマ設定型（技術公募）」にて実施する調査内容については、別途提案募集時等に定めるものとする。
61. 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者又は施工者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研

究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS申請者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用はNETIS申請者の負担とする。

62. NETIS申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けることができるものとする。なお、調査費用は、NETIS申請者の負担するものとする。

（事後評価）

63. 新技術の事後評価は、「試行実証評価」及び「活用効果評価」から構成され、評価担当の整備局等における評価会議で実施することを基本とする。
64. 試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、安全性、耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較を行うこと、国が定める基準等を満たしているかを確認すること等、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものである。
65. 活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査又は追跡調査（工事等の完了までの調査だけでは十分ではない耐久性等の確認が必要な技術や、ある程度時間がたたないと効果が確認できない技術等について、一定の時間が経過した適切な時期に新技術活用の効果を確認するために行う調査（複数回にわたり調査する場合を含む。）をいう。）の結果に基づき、当該技術の技術特性を評価するものである。
66. 評価会議は、以下のいずれかの要件を有する技術について、技術特性や重要度に応じ、活用効果調査及び活用効果評価を継続する技術として選定することができる。また継続対象以外の技術は、活用効果調査及び活用効果評価を省略するものとする
- ① 耐久性の確認等、追跡調査が必要な新技術
 - ② 調査内容を変更したうえで、改めて事後評価する必要がある新技術
 - ③ 従来技術を変更したうえで、改めて事後評価する必要がある新技術
 - ④ 活用効果調査結果にばらつきがあり、その理由が不明なため継続調査が必要とされた新技術
67. 評価会議は、事後評価の実施にあたり、活用効果調査結果等を踏まえ、評価項目を変更することができる。評価会議が評価項目を変更した場合、以降の活用効果調査および事後評価は、変更後の評価項目にて実施する。なお、その際、NETIS申請者に対し、申請情報に記載された評価項目の変更を求めることができる。
68. 評価会議は、事後評価の実施にあたり、活用効果調査結果等を踏まえ、当該技術における従来技術の妥当性を判断し、従来技術を変更することができる。評価会議が従来技術を変更した場合、以降の活用効果調査および事後評価は、変更後の従来技術にて実施する。なお、その際、NETIS申請者に対し、申請情報に記載された従来技術の変更を求めることができる。
69. システム検討会議は、新技術の普及を図るため、評価会議からの推薦を受け、一般化・標準化に位置付けるべき技術を指定するものとする。
- 技術の一般化・標準化とは、以下に該当する技術をいう。
- イ. 公共工事等で使用する技術指針等に示される技術
 - ロ. 公共工事等の施工に当たり、一般的に選択し、活用されている技術
 - ハ. その他システム検討会議が一般化・標準化に位置付けるべき新技術として判断する技術

70. 整備局等は事後評価の公表に先立ち、NETIS 申請者に対して公表を行う予定の事後評価結果を通知する。NETIS 申請者から 105 項による「事後評価結果の公表への異議申立書」等の提出がなかった場合は、異議がないものとして取り扱うものとし、事後評価結果を公表する。

(活用の中止若しくは中断等)

71. 整備局等は、試行申請型、フィールド提供型及びテーマ設定型（技術公募）での活用申請を受けた技術について活用が困難であると判断したとき、申請技術の活用を行わないことがある。

72. 整備局等は、次のいずれかに該当する場合、活用、事前審査及び事後評価等の中止若しくは中断を行うことができる。

- ① 申請書類等の内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められたとき又は疑いがあるとき
- ② 申請情報及び申請技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき
- ③ 申請情報及び申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき
- ④ 申請技術を適用した工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、申請技術が原因であると認められるとき又はその疑いがあるとき
- ⑤ NETIS 申請者が、この規約に違反したとき
- ⑥ NETIS 申請者が技術開発者の技術行使権原を有する者である場合、その技術行使権原が消滅したこと又は技術行使権原を有する者が技術開発者と円滑な連絡が取れなくなったことを整備局等が確認したとき
- ⑦ NETIS に掲載する連絡先との連絡がとれないことを整備局等が確認したとき
- ⑧ その他、整備局等又は評価会議が必要と認めたとき

73. 活用申請者は、前項の中断理由となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに申請技術の活用及び事前審査並びに事後評価等の再開を整備局等に申し出ることができる。

(発注者並びに施工者への協力)

74. NETIS 申請者は、申請技術の活用にあたり発注者若しくは施工者から安全な施工及び品質の確保等に関する協力の要請を受けた場合は、この申請技術に係る技術資料及びノウハウの提供、施工等に係る助言、或いは技術者の派遣による指導等の協力を行うこと。なお、この協力に係る費用は発注者若しくは施工者と NETIS 申請者で負担についての協議を行い決定するものとする。

(活用における不具合等への対応)

75. 試行申請型、フィールド提供型及びテーマ設定型（技術公募）での活用申請者は、申請技術の活用を実施した後、この申請技術の活用による不具合等が生じた場合は、活用申請者の負担により不具合等の修復を行わなければならない。

76. 活用申請者は、申請技術の活用の中で前項の修復ができない場合は、活用申請者の負担により発注者又は当該工事等の施工者が指示する方法で修復を行わなければならない。

77. 活用申請者は、前 2 項による負担が過大であると考えた場合、整備局等に対して負担の軽減を申し出ることができる。この場合、活用申請者は過大と考える内容及び理由並びに根拠を明示した書面とともに整備局等に申し出ること。

(活用に係る責任)

78. NETIS 申請者若しくは活用申請者は、整備局等が発注者となる工事等でこの申請技術の活用により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及びかし担保に係る責任を負うものとする。

79. なお、別に申請者責任についての規定がある場合は、その規定をこの規約より優先する。

(一般的損害)

80. NETIS 申請者若しくは活用申請者は、施工者による工事等目的物（申請技術を活用する工事等目的物をいう。）の発注者への引き渡し前に、この申請技術の活用により工事等目的物について生じた損害及び申請技術の活用に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害又は不可抗力による損害を除く）については、その費用を負担すること。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

81. NETIS 申請者若しくは活用申請者は、工事等（申請技術を活用する工事等をいう。）の施工又は履行（以下、「施工等」という。）において、この申請技術の活用により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。
82. 前項の規定にかかわらず、申請技術の活用に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤地下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき（申請技術が工事等の施工等に伴う騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の防止または低減等を適用効果としている場合は除く）は、発注者とその損害を負担すること。ただし、その損害のうち申請技術の活用につき施工者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては施工者が負担する。
83. 前2項の場合及びその他工事等の施工等について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び施工者並びに NETIS 申請者若しくは活用申請者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

84. 施工者による工事等で工事等目的物の発注者への引き渡し前に、天災等（発注者が設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者及び施工者並びに NETIS 申請者若しくは活用申請者の責に帰することのできないもの（以下、「不可抗力」という。）により、工事等目的物、仮設物又は工事等現場に搬入済みの工事等材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者と施工者による工事請負契約書若しくは設計業務等の委託契約書によるものとする。（工事請負契約書第 29 条等の適用等）ただし、申請技術の活用にあつて不可抗力により NETIS 申請者若しくは活用申請者が受けた損害については、原則 NETIS 申請者若しくは活用申請者が負担すること。

(かし担保)

85. 発注者は、工事等目的物にこの申請技術の活用によるかしがあるときは、NETIS 申請者若しくは活用申請者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求できる。ただし、この申請技術の活用にあつてかしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することはできない。
86. 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、この申請技術の活用による工事等目的物を発注者が施工者より引き渡しを受けた日から原則として、木造の建物等の建設工事の場合には 1 年以内、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合には 2 年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが NETIS 申請者若しくは活用申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は 10 年とする。

(損害及びかしの確認、費用負担等)

87. NETIS 申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者は、78 項、80 項、81 項、84 項及び 85 項の損害又はかし（以下、「かし等」という。）を発見若しくは第三者からの連絡を受けた場合は、ただちに互いに連絡をとり、かし等の状況、発生の原因等の事実確認を行うものとする。

88. 前項に係る事実確認を行うときは、NETIS 申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者が協議のうえ事実確認に必要な調査の分担を決定する。ただし、協議開始から 15 日以内に協議が整わない場合には、発注者が調査の分担を定め、NETIS 申請者若しくは活用申請者及び施工者に通知できるものとする。事実確認に必要な調査に係る費用（以下、「原因調査費」という。）は、前項により原因者が特定されるまでは調査を分担する者の負担とする。
89. NETIS 申請者若しくは活用申請者は、87 項による事実確認が必要な事態になった場合には、遅滞なく発注者及び施工者に連絡し事態の報告をしなければならない。また、整備局等から事態の説明を求められた場合は、この求めに応じなければならない。この場合、説明に係る費用は申請者の負担とすること。
90. かし等に係る原因者が NETIS 申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者のいずれかに特定された場合は、この原因者を除く NETIS 申請者若しくは活用申請者及び発注者並びに施工者は原因者に対して、80 項、81 項、82 項及び 84 項、85 項により負担した修復若しくは修補費用及び損害費用、88 項により負担した原因調査費用の支払を請求することができる。なお、原因及び原因者が特定できない場合は、活用申請者に対して、80 項、81 項、82 項及び 84 項、85 項により負担した修復若しくは修補費用及び損害費用の支払いを請求することができる。ただし、88 項により負担した原因調査費については、調査を分担した者が負担する。

III NETIS 登録について

(申請技術情報の NETIS 登録及び掲載等)

91. NETIS 申請者が提出する申請書類の様式－2 及び様式－3 の記載内容等は、NETIS に登録され掲載するものとする。
92. NETIS 申請者は、NETIS への掲載により申請書類の記載内容に係わる紛争等が生じた場合、自らの責任で適切な措置を講じなければならない。
93. 整備局等は、申請技術に係る評価情報を公表する。
94. 整備局等は、必要に応じて申請技術の活用の中止等に係る内容及び経緯等の情報を公表することがある。
95. 整備局等は、85 項による原因等の事実確認の期間中、必要に応じて発生した事象の内容を事実確認中である旨を付記したうえで公表することがある。
96. 整備局等は、この規約に基づく公開又は公表により NETIS 申請者若しくは活用申請者又は技術開発者に不利益が生じた場合においても、NETIS 登録に係る整備局等の責に帰するものを除き責任を負わない。

(登録取り消し)

97. 整備局等は、掲載期間を過ぎた申請技術及び登録抹消を決定した申請技術は、NETIS から登録を抹消する。この場合、登録抹消と同時に申請技術情報の公開も終了するものとする。
98. なお、掲載期間終了後であっても 92 項の「NETIS への掲載により申請情報に係わる紛争等が生じた場合の責任」及び 78 項の NETIS への掲載中に着手された「活用に係る責任」における NETIS 申請者若しくは活用申請者の責任は継続するものとする。
99. 整備局等は、72 項に該当する場合に申請技術の NETIS への掲載の中止を行うことができる。
100. NETIS 申請者若しくは活用申請者は、72 項①から⑤に該当する事象が生じたときまたは疑いがあるときは、遅滞なく整備局等に報告しなければならない。
101. NETIS 申請者は、NETIS への掲載中止となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに、NETIS への掲載の再開を整備局等に申し出ることができ

る。

102. 整備局等は、次の①から⑥のいずれかに該当する場合、当該技術の NETIS 掲載情報を NETIS から削除する。

- ① NETIS 申請者が書面にて NETIS への掲載の削除を申し出たとき
- ② 104 項における NETIS の掲載期間が終了したとき
- ③ 72 項①から⑥に該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると整備局等又は評価会議が判断したとき
- ④ 72 項⑦に該当する場合において、NETIS に掲載する連絡先との連絡がとれないことを整備局等が確認した日から 6 ヶ月以内に NETIS 申請者から連絡先変更の申し出等がなく、その後、登録申請書類に記載の連絡先で NETIS 申請者と連絡がとれないことを整備局等が改めて確認したとき
- ⑤ 99 項により申請技術の NETIS 掲載を中止してから、中止の状態が 1 年以上継続したとき（ただし、係争中の場合等、やむを得ない理由がある場合はそのかぎりではない。）
- ⑥ その他、整備局等又は評価会議が必要と認めたとき

103. 整備局等は、この規約に基づく登録抹消及び NETIS 掲載の中止により NETIS 申請者若しくは活用申請者又は技術開発者に不利益が生じた場合においても、NETIS 登録等に係る整備局等の責に帰するものを除き責任を負わない。

(NETIS 掲載期間等)

104. NETIS における掲載期間は以下のとおりである。

- ① NETIS (申請情報)
 - (ア) NETIS (申請情報) の掲載期限は、当初に NETIS 登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までとする。
 - (イ) NETIS (評価情報) に提供されている技術については、前項にかかわらず NETIS (評価情報) への掲載期間中、NETIS (申請情報) における掲載も継続される。
 - (ウ) 同一技術について再申請登録は認めないものとする。
 - (エ) 一般化・標準化したと指定された NETIS 登録技術の申請情報は、指定された年度末をもって掲載を終了する。
- ② NETIS (評価情報)
 - (ア) NETIS (評価情報) の掲載期限は、NETIS (評価情報) に掲載された日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までとする。
ただし、掲載期間中に当該技術がシステム検討会議にて推奨技術もしくは準推奨技術に選定され、NETIS (評価情報) に反映された場合の NETIS (評価情報) の掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 15 年を経過した日までとする。
 - (イ) NETIS 申請者が、NETIS (評価情報) に掲載されている技術について改善が行われた場合の NETIS 掲載期間は、新たな申請情報が NETIS (申請情報) に掲載された日を「当初に NETIS に登録された日」とみなして①の運用を行う。
 - (ウ) 一般化・標準化したと指定された NETIS 登録技術の評価情報は、指定された年度末をもって掲載を終了する。

IV 異議申し立て等

(異議申し立て)

105. NETIS 申請者は、事後評価結果に異議がある場合は、事後評価を通知した日の翌日から起算して 10 日（4 月 29 日から 5 月 5 日までの 7 日間及び 12 月 28 日から 1 月 3 日までの 7 日間及び行政機関の休日に関する法律（昭和 61 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日は日数に含まない。（以下「休日等」という。））以内に、「事後評価結果の公表への異議申立書」を評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛。）に提出するものとする。
106. 当該評価会議事務局は、「事後評価結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して 10 日以内（休日等は日数に含まない。）に、「事後評価結果の公表への異議申立書」の内容に基づきヒアリングを実施し、「事後評価結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して 15 日以内（休日等は日数に含まない。）に「事後評価結果の公表への異議申立書」に対する回答を当該評価会議事務局（整備局等の局長）から通知するものとする。
107. NETIS 申請者は、「事後評価結果の公表への異議申立書」に対する回答について不服がある場合、回答を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（休日等は日数に含まない。）に「事後評価結果に関する不服申請書」を評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛。）に提出するものとする。
108. 評価会議は、「事後評価結果に関する不服申請書」の提出期限の翌日から起算して 90 日以内に不服審査を実施し、評価会議事務局（整備局等の局長）から申請者に不服審査の結果（再度評価内容を検討する旨等を通知する場合を含む。）を通知する。
109. NETIS 申請者は、評価会議による不服審査の結果に不服がある場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して 10 日以内（休日等は日数に含まない。）に「NETIS 登録抹消願」を評価担当整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛。）に提出することができる。整備局等は「NETIS 登録抹消願」が提出された場合は、その受領後速やかに、当該技術について NETIS 登録の抹消を行う。
110. NETIS 申請者は評価会議による不服審査の結果に同意する場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して 90 日以内に「事後評価結果の公表への同意書」を評価担当の整備局等の評価会議事務局（整備局等の局長宛。）に提出するものとする。
111. NETIS 申請者から、「事後評価結果に関する不服申請書」又は「NETIS 登録抹消願」の提出がなく、かつ「事後評価結果の公表への同意書」が事後評価結果を通知した日の翌日から起算して 90 日以内に提出されなかった場合は、「NETIS 登録抹消願」が提出されたものとして取り扱うものとする。
112. 事前審査の取り扱いについては、70 項、105 項、106 項、107 項、108 項、109 項、110 項及び 111 項を準用するものとし、この場合「事後評価」を「事前審査」に読み替えるものとする。

(疑義の協議等)

113. NETIS 申請者若しくは活用申請者は、この規約の各項の規定において疑義がある場合は、疑義の内容と理由を明示した文書により整備局等に回答を求めることができる。
114. 整備局等は、前項による疑義の申し入れがあった場合は、NETIS 申請者若しくは活用申請者と協議し疑義について回答するものとする。ただし、協議開始から 30 日以内に協議が整わない場合には、整備局等が定め NETIS 申請者若しくは活用申請者に通知する。
115. この規約における NETIS 申請者若しくは活用申請者の責任は、NETIS 登録抹消後及び NETIS 掲載中止後若しくは NETIS 掲載中断期間であっても、これ以前に実施又は契約締結された当該申請技術の活用について、かし担保の有効期間の間は継続するものとする。

(その他)

116. 本実施規約で定める活用申請者及び NETIS 申請者の責任は、本実施規約に別途の規定が有る場合

を除き、無過失責任とする。

117. 前項の事前審査及び事後評価における安全性には、労働安全衛生法上の安全性は含まない。
118. 整備局等は、事前審査、試行実証評価、活用効果調査及び活用効果評価の客観性について責任を負うものとする。事前審査、試行実証評価、活用効果調査及び活用効果評価の結果により NETIS 申請者若しくは活用申請者に不利益が生じた場合においても、整備局等が故意に客観性を欠く行為を行った場合を除き、事前審査及び事後評価の結果について責任を負わない。
119. NETIS 申請者若しくは活用申請者は、試行調査を実施する工事等の知り得た情報は外部に漏らしはならない。
120. NETIS 申請者若しくは活用申請者は、自己の申請技術に係る NETIS に掲載された情報を常に管理し、内容等に変更を生じた場合は速やかに整備局等へ修正等の更新手続きをとらなければならない。
121. この規約において整備局等との間で用いる言語及び申請書類等に用いる言語は、日本語とする。
122. この規約は、日本国の法令に準拠するものとする。
123. この規約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
124. この規約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
125. この規約に定めのない事項については、「公共工事等における新技術活用の促進について（平成 26 年 3 月 28 日付国官総第 344 号、国官技第 319 号）」によるものとする。
126. 国土交通省は、90 日間の予告期間において、NETIS への掲載などの周知の方法をとることによりこの規約を改正できる。この場合には、NETIS 申請者及び活用申請者は、その改正を承諾したものとみなされることに異議がないものとする。